

◆感染症の出席停止期間の基準（学校保健安全法施行規則第１８条、第１９条）

第１種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで。
第２種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）	発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日を経過するまで。
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹	解熱した後３日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
	風しん	発しんが消失するまで。
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後２日を経過するまで。
	新型コロナウイルス感染症	発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快（※１）した後１日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
第３種	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（※２）	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

※１：症状が軽快…従来の社会一般における長陽期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症症状が改善傾向にあることを指す。